

意見書案第 2 号

平成 3 0 年 1 0 月 2 日 提出

提出者 松山市議会議員 丹生谷 利 和
原 俊 司
河 本 英 樹
上 田 貞 人
岡 雄 也
岡 田 教 人
渡 部 昭
大 塚 啓 史
渡 部 克 彦
菅 泰 晴
角 田 敏 郎
雲 峰 広 行

平成 30 年 10 月 2 日 原案可決

旧優生保護法による不妊手術の被害者救済を求める意見書について

旧優生保護法による不妊手術の被害者救済を求める意見書を次のとおり提出する。

記

旧優生保護法による不妊手術の被害者救済を求める意見書

昭和 2 3 年に施行された旧優生保護法は、知的障害や精神疾患を理由に本人の同意がなくても不妊手術を認めていた。同法は平成 8 年に障害者差別に該当する条文を削除して母体保護法に改正された。

厚生労働省によると、旧法のもとで不妊手術を受けた障害者らは約 2 万 5, 0 0 0 人にも上り、このうち、本人の同意なしに不妊手術が施されたのは全国で少なくとも 1 万 6, 4 7 5 人と報告されている。愛媛県でも、県衛生年報などの資料によると、同様の不妊手術は 1 6 7 件あったとされ、さらに手術を受けた男女 7 人の名前や住所が記載された資料

が確認されている。

本人の同意なしに手術が施されたとすれば、人権上問題がある。また、同様の不妊手術を行っていたドイツやスウェーデンでは、当事者に対する補償等の措置が講じられている。旧法のもとで不妊手術を受けた障害者らの高齢化が進んでいることを考慮すると、我が国においても早急な救済措置を講じなければならない。

よって、国及び関係機関においては、下記の事項について早急に実現されるよう強く要望する。

記

- 1 旧優生保護法改正から20年以上が経過しており、関係者の高齢化が進んでいることから、的確な救済措置を一刻も早く講ずること。
- 2 国は旧優生保護法に基づく不妊手術の実態調査を引き続き行うこと。
- 3 都道府県等の所有する「優生保護審査会」の資料などの保全を図るとともに、個人が特定できる資料についても、当事者の心情に配慮しつつ、できる限り幅広い範囲で収集できるよう努めること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

提出先 衆 議 院 議 長

参 議 院 議 長

内 閣 総 理 大 臣

総 務 大 臣

厚 生 労 働 大 臣